

# 第1章

---

## 計画策定にあたって（案）

※【障がいの表記について】本計画では、施設名や法令名等で「障害」とされているものや出典元の表記に合わせて「障害」と表記している場合を除き、原則として「障がい」と表記しています。



## 1 計画策定の背景

小平市では、特別な支援を必要とするこどもたちへの取組を一体化させ、小平市のすべてのこどもたちが生き生きと育っていくことを基本理念とし、平成23年3月に「小平市特別支援教育総合推進計画前期計画」を策定し、取組を進めてきました。

その後、特別支援教育に対する理解が市民に広がり、関係機関による支援体制が充実するとともに、各機関の相互理解も深まってきました。

これまで相談体制、人的支援の充実、特別支援教室・特別支援学級の整備をはじめ様々な事業に取り組んできましたが、この度、「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」が令和7年度に終了すること、また、特別支援教育に対するニーズが多様化していることなどを踏まえ、変化に即した施策を講じる必要があります。

そこで、現状を適切にとらえ、本市における特別支援教育をさらに充実させるため、これまでの取組の成果と課題を基に、基本指針や重点事業等について方向性を定め、令和8年度から令和12年度までの「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画」を策定しました。

## 2 特別支援教育に関する国や東京都の動向

### (1) 国の動向

#### ① 学校教育法の一部改正

平成19年4月、学校教育法の一部改正が施行され、我が国は従来の「特殊教育（心身障がい教育）」から「特別支援教育」へと転換を果たしました。その後、平成25年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、障がいの状態の変化のみならず、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況等を勘案して、就学先を決定したり、転学を検討したりすることができるようになりました。

#### ② 障害者の権利に関する条約の締結

平成19年9月、国は「障害者の権利に関する条約」に署名し、その後、条約締結に向けて障害者基本法の改正等、障がい者に関する国内の制度改革を進めた後、平成26年1月に条約を締結しました。

条約の第24条（教育）では、締約国は教育についての障がい者の権利を認めることを定めています。障がい者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的として、締約国は障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。また、その権利の実現に当たり、障がいに基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障がい者にとって必要な「合理的配慮」が提供されること等が定められています。

平成28年には、国連障害者権利委員会において、条約を実施するためのガイドラインに相当する「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号」が採択されました。

### ③ 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。

同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）【抜粋】

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別的教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
  - ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
  - ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
  - ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

#### ④ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）の制定

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

法律では、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務等が定められました。

#### ⑤ 発達障害者支援法の改正

平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、切れ目なく発達障がい者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

#### ⑥ 児童福祉法の一部改正

平成28年6月には、児童福祉法の一部改正により、医療的ケア児について法律上初めて定義付けられ、支援体制の整備が地方公共団体の努力義務とされました。

また、平成31年3月には、文部科学省から「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」が発出され、小・中学校を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際の留意すべき点等が整理されました。

#### ⑦ 文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022

平成31年3月、文部科学省が設置した「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」は「障害者の生涯学習の推進方策について」を取りまとめました。この提言を踏まえ、文部科学省では「障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」のとおり、取組を進めることとしました。

主な取組内容としては、1 障害者の多様な学習活動の充実、2 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり、3 障害に関する理解促進、4 障害者の学びの場づくりの担い手の育成、5 障害者の学びを推進するための基盤の整備、の5項目が挙げられています。そしてこれらを踏まえて、都道府県、市町村、特別支援学校等、大学等のそれぞれに対する「期待される取組」が示されています。

#### ⑧ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定

令和3年6月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、同年9月に施行されました。法の基本理念では、医療的ケア児が医療的ケアでない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく支援が行われなければならないことが示されました。そのための支援措置として、学校等の設置者には、学校等に在籍する医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるように、看護師等を配置することなどが定められました。

## ⑨ こども基本法の制定

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和4年6月、「こども基本法」が制定され、令和5年4月に施行されました。

法の基本理念では、全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されることなどが示されました。また、基本的施策では、こども大綱の策定、こども施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映などについて定められています。

## ⑩ 第4期教育振興基本計画の策定

令和5年6月、第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げ、その下に5つの基本的方針、今後5年間の教育政策の16の目標、基本施策及び指標が示されています。

特別支援教育に関しては、目標7「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の中で基本施策の一つとして挙げられており、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めていくことなどが示されています。

## ⑪ 市町村におけるこども家庭センター設置の努力義務化

令和6年4月、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年6月成立）の施行により、市町村において、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）と「子育て世代包括支援センター」（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。

## (2) 東京都の動向

### ① 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定（期間：H29～R8）

平成16年11月、東京都教育委員会では、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」（期間：H16～H28）を策定し、特別支援教育に関する校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名等、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進めてきました。

平成29年度から令和8年度までを見通した第二期計画では、小・中学校における特別支援教室の充実に向け、区市町村教育委員会の役割として指導体制の確立や指導内容・方法の充実が挙げられています。また、東京都と区市町村の教育委員会がより一層連携し、就学相談等の機能強化や教育環境の整備等による特別支援教育の充実に向けた取組を行うことが示されました。

### ② 「東京都発達障害教育推進計画」の策定（期間：H28～R2）

平成28年2月、東京都教育委員会は、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障がい教育を取り巻く状況の変化に的確に應えるために「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、全ての公立学校における発達障がい教育の充実を図っています。

令和3年度までに全小・中学校に特別支援教室を導入することや、学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインの作成など、発達障がい教育環境の整備や指導内容の充実について年次的な展開が計画されています。

### ③ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（通称「東京都障害者差別解消条例」）（平成30年10月1日施行）

平成30年10月、東京都は「障害者が日常生活や社会生活の中で受ける制限は、心や体の機能の障害のみでなく、社会の中に見受けられる様々なバリア（障壁）によって生じている」という「障害の社会モデル」の考え方に基づいて、「東京都障害者差別解消条例」を制定しました。

条例では、国の障害者差別解消法で民間事業者は努力義務とされている「合理的配慮の提供」を、行政機関、民間事業者ともに義務化しているほか、障がい者差別に係る事案の紛争解決の仕組みとして「調整委員会」を設置すること、障がい者や関係者のほかに民間事業者からの相談にも応じる「広域支援相談員」を設置することなどを定めています。

### ④ 都立高校における発達障害教育の充実について

東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」及び「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」に基づき、令和3年度より全ての都立高校で通級による指導を実施しています。

対象は、都立高校又は都立中等教育学校後期課程に在籍し、知的障がいがなく、発達障がい等（自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい）があり、通常の授業におおむね参加でき、一部、障がいに応じた特別の指導を必要とする生徒となります。また、生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、学校及び都教育委員会に指導が必要であると認められた場合に、高校における通級による指導が受けられます。

#### ⑤ 「東京都教育ビジョン（第5次）」の策定

令和6年3月、東京都教育委員会は、今後5年間の施策展開の方向性を示した「東京都教育ビジョン（第5次）」を策定しました。東京都が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」が示されています。

基本的な方針の一つである「教育のインクルージョンの推進」では、「多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実」が強化のポイントとして掲げられています。

#### ⑥ 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」の策定

令和7年3月、東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」を策定しました。第三次実施計画では、第一次及び第二次実施計画に基づく取組の成果を踏まえ、社会状況の変化に対応した施策を一層推進し、特別支援教育を更に充実を図っていくとしています。

第三次実施計画における個別事業では、新たに、小・中学校において障害のある児童・生徒の学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置に係る費用補助、特別支援学校と小・中学校間で異校種期限付異動を行っている教員同士の異校種人事ネットワークの構築、特別支援教育に関する指導経験を踏まえた教員の専門性向上などが位置付けられています。

#### ⑦ 「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」の策定

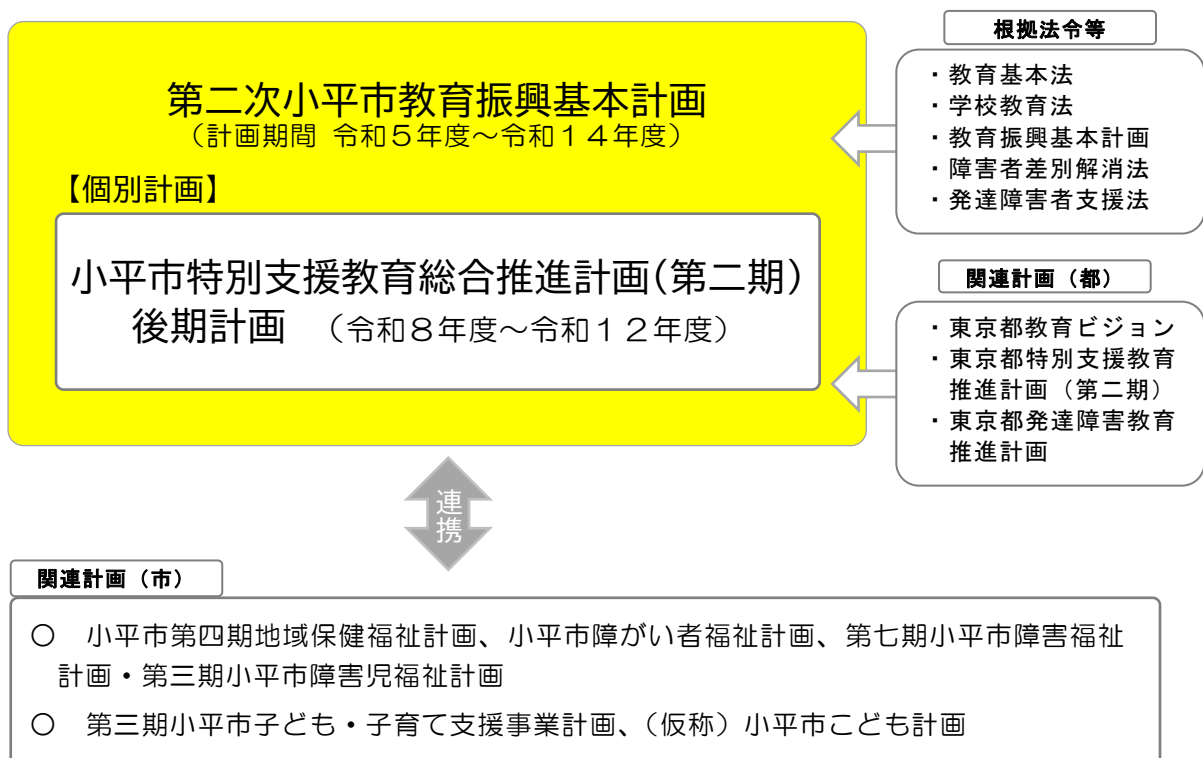
令和7年3月、東京都は、「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」を策定しました。第3期計画では、「3つの理念」、「6つの目標」、「5つの視点」を設定し、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していくとしています。

6つの目標の一つ「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」では、「障害児施策の充実」の項目を設けており、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごせるよう、「インクルーシブ教育システム体制の整備」が新たに計画事業の中に追加されています。

### 3 計画の位置付け

本計画は、小平市における特別支援教育の理念と具体的な推進計画を併せもつ、総合的な計画です。また、「小平市第四次長期総合計画」の教育分野における計画「第二次小平市教育振興基本計画」の個別計画として位置付けています。

なお、「小平市第四期地域保健福祉計画」、「小平市障がい者福祉計画」、「第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画」、「第三期小平市子ども・子育て支援事業計画」、及び「(仮称)小平市こども計画」などの関連計画との整合性を図るとともに、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第三次実施計画」にも留意し策定しました。



#### 【参考：関連計画の施策】

##### ●小平市障がい者福祉計画

施策の柱3 教育・発達支援の充実

- (1) 療育・保育・教育の充実
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 放課後活動・生涯学習の充実 など

##### ●第三期小平市子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援の主な取組

- (5) 障がいのあるこどもへの支援の充実 など

## 4 計画対象期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

平成31 令和元 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
<b>【小平市特別支援教育総合推進計画】</b>											
第一期計画		第二期（前期）計画					第二期（後期）計画				
<b>【小平市教育振興基本計画】</b>											
改訂版				第二次							
<b>【小平市障がい者福祉計画】</b>											
計画		計画					(策定予定：詳細未定)				
<b>【小平市障害福祉計画】</b>											
第五期		第六期		第七期		第八期（予定）					
<b>【小平市障害児福祉計画】</b>											
第一期		第二期		第三期		第四期（予定）					
<b>【小平市子ども・子育て支援事業計画】</b>											
第二期		第三期									
<b>【（仮称）小平市こども計画】</b>											
							計画				

## 5 計画策定体制

### (1) 小平市特別支援教育推進委員会

計画の策定に当たり、公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者、障がい児関係団体の代表等により構成される推進委員会において、計画案を検討しました。

### (2) 市民からの意見等の収集

#### ① アンケート調査の実施

市立小・中学校の児童・生徒及び保護者、教職員、並びに小平特別支援学校、小金井特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、小平市立小・中学校で行われている特別支援教育の状況等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

#### ② 市民意見公募手続及び市民懇談会の実施

計画の素案に対し、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）及び市民懇談会を実施し、広く市民の意見や要望等を収集しました。

### (3) 庁内計画策定体制の確保

庁内関係課で構成する「小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会」において策定内容の調整を図りました。

## 6 特別支援教育に関する主な動向

年度	国	東京都	小平市
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法の一部改正（特別支援教育制度化）</li> </ul>		
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別支援教育の推進について」（文部科学省通知の発出）</li> <li>障害者権利条約に署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）の策定</li> </ul>	
平成 22		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成 23 年度～平成 28 年度）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平市特別支援教育総合推進計画前期計画（平成 23 年度～平成 27 年度）の策定</li> </ul>
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者基本法の改正</li> </ul>		
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会による報告）</li> <li>通常の学級に在籍する発達障害等児童生徒の実態調査（文部科学省）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>小平市教育振興基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）の策定</li> </ul>
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）の制定</li> <li>学校教育法施行令の一部改正（障がいのある幼児・児童・生徒の就学先決定に係る考え方の変更）</li> <li>障害者権利条約の締結</li> </ul>		
平成 27		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都発達障害教育推進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平市特別支援教育総合推進計画後期計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の策定</li> </ul>

年度	国	東京都	小平市
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消法の施行</li> <li>・ 発達障害者支援法の改正</li> <li>・ 児童福祉法の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校特別支援教室の順次導入（平成 28 年度から平成 30 年度の間、都内全ての公立小学校に特別支援教室を導入）</li> <li>・ 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画（平成 29 年度～令和 2 年度）の策定</li> </ul>	
平成 29			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校特別支援教室の一部先行実施</li> </ul>
平成 30		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校特別支援教室の順次導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校特別支援教室の全校実施</li> </ul>
令和 2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教室の運営ガイドラインの作成</li> <li>・ 東京都こども基本条例の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校特別支援教室の一部先行実施</li> <li>・ 小平市特別支援教育総合推進計画第二期前期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の策定</li> <li>・ 小平市障がい者福祉計画（令和 3 年度～令和 8 年度）の策定</li> <li>・ 第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）の策定</li> </ul>
令和 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（令和 4 年度～令和 6 年度）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校特別支援教室の全校実施</li> </ul>
令和 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども基本法の制定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターの開設</li> <li>・ 第二次小平市教育振興基本計画（令和 5 年度～令和 14 年度）の策定</li> </ul>

年度	国	東京都	小平市
令和5	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都教育ビジョン（第5次）（令和6年度～令和10年度）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児の保育所受入れガイドラインの策定</li> <li>小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインの策定</li> <li>第七期小平市障害福祉計画、第三期小平市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の策定</li> </ul>
令和6	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村におけるこども家庭センター設置の努力義務化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画（令和7年度～令和9年度）の策定</li> <li>東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）（令和7年度～令和11年度）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平第四小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置</li> <li>第三期小平市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）の策定</li> <li>こども家庭センターを設置</li> </ul>
令和7			<ul style="list-style-type: none"> <li>小平第二中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置</li> <li>小平市特別支援教育総合推進計画第二期後期計画（令和8年度～令和12年度）の策定</li> <li>（仮称）小平市こども計画（令和8年度～令和16年度）の策定</li> </ul>